

三浦都市計画地区計画の変更（三浦市決定）

都市計画引橋地区地区計画を次のように変更する。

名称	引橋地区地区計画
位置	三浦市初声町下宮田字長作地内
面積	約 5.4 ha
地区計画の目標	<p>本地区は、市域のほぼ中央に位置し、市内各地域間を結ぶ国道 134 号と県道 26 号（横須賀三崎）が結節する引橋交差点の角地に在る県立三崎高等学校の跡地であり、現在、低・未利用地となっている。</p> <p>本地区を含む引橋周辺について、第 4 次三浦市総合計画に示す「三浦市民としての一体感の喪失」といった将来への危惧に対処するため、同総合計画及び三浦市都市計画マスタープランでは、市域全体を一体化する役割をもつ「中心核」と位置づけている。</p> <p>そこで、本市では、「県立三崎高等学校跡地利活用方針」等を定め、市民交流センター等の公共的機能と民間施設を計画的に整備し、地域や年代を越えた人々の活動・交流の促進や市の活性化に繋がる市民交流拠点、災害対策の活動拠点を形成することを目指している。</p> <p>こうしたことから、本地区計画では、土地利用の転換による都市機能の増進及び市の中心部として相応しい土地の高度利用を誘導するため、商業・サービス施設や公共的機能からなる市民交流拠点及び平常時の消防・救急業務に加え大規模災害発生時における応急活動の中核となる活動拠点の整備を目標とする。</p>

区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用に関する方針	<p>本地区を3つの地区に区分し、地区の特性に応じた適切な土地利用を図るため、土地利用に関する方針を次のとおり定める。</p> <p>(1) A地区</p> <p>地域や年代を越えた人々の活動・交流の促進や市の活性化に繋がる機能として、公共的機能や商業・サービス機能を導入し、土地の高度利用を誘導する。</p> <p>(2) B地区</p> <p>ア B-1地区</p> <p>市民交流拠点や近接する小網代の森への来訪者の利便性向上に繋がる機能を備えた土地利用を図る。</p> <p>イ B-2地区</p> <p>市民の文化・レクリエーション活動の場や公共的機能を導入し、土地の有効利用を図るとともに、来訪者の利便性向上に繋がる機能を備えた土地利用を図る。</p> <p>(3) C地区</p> <p>災害対策の活動拠点として活用を図る。</p>
	公共施設等の整備の方針	<p>土地利用転換にあたり良好な市街地環境の整備を推進するため、公共施設等の整備の方針を次のとおり定める。</p> <p>(1)本地区周辺や地区内の交通を円滑かつ安全に処理するため、また、地区内の回遊性を高めるために、道路、通路等を適切な配置及び規模で整備する。</p> <p>(2)周辺環境と調和したみどり豊かな空間を創出するため、既存自然緑地を可能な限り残すとともに、周辺住宅に接する部分に緑地を配置し、地区内に整備する道路を保護する法面の緑化を図る。</p> <p>(3)市民のレクリエーション活動の場の形成や本地区及び近接する小網代の森への来訪者の利便性の向上を図るため、広場等のオープンスペースや駐車場を適切に配置する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>周辺住環境に配慮しつつ、市民交流拠点及び災害対策の活動拠点に相応しい市街地環境の整備を推進するため、「建築物等の用途の制限」、「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」及び「垣又はさくの構造の制限」を定める。</p>

再 開 発 等 促 進 区	面積	約 5.4 ha
	土地利用に関する基本方針	<p>再開発等促進区の土地利用に関する基本方針を次のとおり定める。</p> <p>(1) A地区 地域や年代を越えた人々の活動・交流の促進や市の活性化に繋がる施設として、様々な市民活動を行う個人・団体がワークショップやミーティング等に利用できる施設及び小網代の森インフォメーションスペースを有する市民交流センターと、来訪者の地場産品への理解を深めるとともに地元農水産業の発展に寄与するスペースを常設した商業施設等を一体的に配置する。</p> <p>(2) B-1地区 市民交流拠点や近接する小網代の森への来訪者が利用できる駐車スペース及び周辺のみどりに配慮した来訪者の利便性向上に資する民間施設を配置するとともに、A地区とB地区を繋ぐ車両・歩行者動線に配慮した都市空間を確保する。</p> <p>(3) B-2地区 市民協働活動に利用できる多目的スペースを備え、市内に点在した行政機能を集約化する新市役所をはじめ、市民生活と密接に関係する県の保健衛生機関の一部及び社会福祉機関などを組み合わせた庁舎を、市域全体を一体化する役割をもつ中心核に必要な公共施設として配置する。</p> <p>このほか、市民の生涯学習活動、文化活動の中心となる図書館及び中心核のにぎわいの創出や来訪者の利便性向上に資する店舗等を有する民間施設を配置する。</p> <p>(4) C地区 災害対策の活動拠点に必要な消防署庁舎とそれに附属する施設を配置する。また、消防署庁舎の屋上に小網代の森等周辺のみどりを観察できる展望施設を配置する。</p>
	主要な公共施設の配置及び規模	道路 幅員 12 m 延長約 440 m

地区整備計画	地区施設の配置及び規模		道路 幅員 7 m 延長約 30 m 緑地 1 号 面積約 880 m ² 緑地 2 号 面積約 4,800 m ² 緑地 3 号 面積約 990 m ² 歩行通路 幅員 3 m 延長約 75 m			
	地区の区分	地区の名称	A 地区	B-1 地区	B-2 地区	C 地区
		地区の面積	約 1.4 ha	約 0.5 ha	約 3.2 ha	約 0.3 ha
	建築物等の用途の制限	建築物等に関する事項	次の各号に掲げるものは建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) 学校 (6) 病院 (7) 自動車教習所 (8) 畜舎	次の各号に掲げるものは建築してはならない。 (1) A 地区の欄の各号に掲げるもの (2) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (3) 公衆浴場 (4) 診療所 (5) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (6) 工場 (7) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設と	次の各号に掲げるものは建築してはならない。 (1) A 地区の欄の各号に掲げるもの (2) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (3) 工場 (4) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設として建築基準法施行令第 130 条の 6 の 2 に規定するもの (5) ホテル又は旅館	次の各号に掲げるもの以外は建築してはならない。 (1) 消防署 (2) 前号の建築物に附属するもの

				して建築基 準法施行令 第 130 条の 6の2に規定 するもの (8) ホテル又は 旅館		
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の屋根及び外壁の色彩は、周辺の環境と調和したものとする。			
		垣又はさくの構造の制限	生垣又は開放性のあるフェンス等とする。ただし、門扉、門柱等はこの限りではない。			

「区域、地区の区分、主要な公共施設及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり」